

ヘーゲル論理学における有・無・成の論理 — 有の論理と本質の論理 —

亀岡利治

(文理学部哲学研究室)

Logik des Seins, Nichts und Werdens in Hegels Logik

— Logik des Seins und Logik des Wesens —

von

Toshiharu KAMEOKA

この小論は、ヘーゲル論理学における有・無・成の論理を、有の論理と本質の論理との二つの面から考えようとするものである。そして、有・無・成の論理は、本質の論理としてはたしかに一無一成というトリアーデによって表示され得るが、有の論理としては実質的にはむしろ有・無・成の一定有でなければならない、ということをも主張する。この場合、成をどのように考えるかということが重要な意味をもつことになるが、論者はこれを対立・矛盾即統一とみて、本質の論理の立場にあるものとする。成は本来、有の論理がもっている移行という枠からはみ出るべき性格のものである。成が移行として有の論理の中で自らの役割りをもとうとするとき、成はもはや消失(Verschwinden)せざるを得ない。成が始元における本質の論理のうちで、有・無・成のトリアーデの一つの項として、本来の役割りを終えたとき、成はもはや定有なのである。

1

ヘーゲル哲学の始元、すなわちその体系の第一部としての論理学の始元は、原理(Prinzip)であるとともに端初(Beginn)でもある。いわゆる有・無・成の論理を、始元のもつこの二様の意義にもとづいて考察し、その基本的な性格と構造を明らかにしてみたい。

先づ、始元が原理であるということは如何なることであるか。論理学の始元は、精神現象学によって媒介されたものとして、既に「学」の概念(Begriff der Wissenschaft)を獲得した立場にある。精神現象学における意識とは、「現象的精神としての意識」であり、従ってそれはまた「具体的で外面性の中に囚われているところの知識としての精神」であり、その形態は知と対象との対立であるが、学」の概念を獲得した立場においては、意識のこのような対立は止揚され、知と対象、思惟と存在の一致が実現されている⁽¹⁾。このような意味で、「意識の経験の学」が「純粋知識の学」となるのであり、純粋知識の学としての論理学はロゴスを根本の原理とするのである。論理学はその始元において既にロゴスの立場を獲得している。始元は、ロゴスとしての始元として、原理であり得るのである。

ロゴスとは、ヘーゲルにおいては言うまでもなく、その哲学体系の中で具体的に実現されるものとしては精神(Geist)であるが、それはまた次のような二つの基本的な意義をもつものと考えられる。その一つは、彼の哲学体系が神学の哲学的基礎づけであり、この意味の体系の原理として、ロゴスは神の本質であるということである。哲学体系は、この神の本質としてのロゴスが、学的体系として現実に開陳されたものにほかならない。従って、哲学体系の中核である論理学は、この

ほか「自然と有限精神との創造以前の永遠な本質の中にあるところの神の叙述」である⁽²⁾。ロゴスは、このような本質という面からみるならば、論理学の中で実現されるべき存在の究極原理としては、概念にはかならない。

ロゴスのもつ他の一つの意義は、ヘーゲル哲学体系の汎論理主義を支える原理として、ロゴスは論理 (das Logische) であり、しかもこの論理は「人間固有の本性 (Natur) そのもの」であるということである⁽³⁾。哲学体系はこの論理としてのロゴスを根本の原理とすることによって成立可能であり、このことは論理そのものの学としての論理学については改めて言うまでもない。ロゴスは、この意味では、認識能力の可能性の原理として、理性にはかならない。

始元が原理であり得るのは、始元がロゴスとしての始元であるが故であり、しかもロゴスは神の本質であるとともに論理である。従って、始元が原理であるということは、始元が本質の始元として始められ得るということである。

次に、始元が端初であるということは如何なることであるか。いわゆる中間者としてのわれわれにとっては、学が現実に関陳されるためには、学はその端初をもたなければならない。神の本質は、有限者である人間にとっての本質とならなければならない。本質はそれ自身としてあるに止まらず、われわれに対して規定され始めなければならないのである。けれども、端初は、それがまさに端初であるが故に、まだ何らの規定性をもたない無規定的なものであるに過ぎない。従ってそれはまた、直接的なもの、単純なもの、無媒介的なものであるに過ぎない。

始元が原理であるとともに端初でもあるということは、およそ以上に述べたような意義をもつものであるが、有・無・成の論理を考察するに当っては、このような始元の二様の意義に注目してみようと思う。というのは、このことによって有・無・成の論理の意味と構造が明らかにされ得ると思われるのである。始元が原理であるとされる場合、始元はロゴスとしての始元であり、そこには既に叙述される以前の神、現実的に展開される以前の本質があるのである。従って、有・無・成の論理は、いわば可能性の論理として、そのような本質の論理を含んでいる。けれども同時に、始元は端初であるが故に、有・無・成の論理は現実的に具体的に展開されて行く有の過程の論理である。つまり、有・無・成の論理は可能的には本質の論理であると同時に、現実的には有の論理なのである。

ところで、具体的には、有の論理は有論の中で、本質の論理は本質論の中で展開される場所のものである。その場合、有・無・成の論理を有論の中における有の論理としてみる立場はそれでよいとしても、本質論の中における本質の論理としてみる立場は、これまでに述べたような始元の考察によって既に承認され得るとはいえ、ことがらそのもの (die Sache selbst) の必然的な連関をたどるというヘーゲルの弁証法の基本的性格に反するものであると言われるかも知れない。なぜならば、この立場は、有論の最初に現われてくる有、無、成を、論理的理念の体系の中で後に現われてくる本質論によってみようとすることは、始元が原理であり、ロゴス、本質の立場にある限りにおいては、始元は全体の原理であり、結果をそのうちに含んでいるのであるから、始元の論理としての本質の論理は、たとえ可能的にはあるにせよ、本質論の中で展開される本質の論理をもっているのである。始元における本質の論理が潜在的であるとするならば、本質論における本質の論理は顕在的である。それにしても、一般にロゴスは、有論の中に具体的に顕現したものとしては有であり、本質論の中のそれとしては本質であり、更に概念論の中のそれとしては概念にはかならない。この意味でロゴス、本質という観点に立って或る特定の段階をみようとする限り、その段階は体系の全体としての理念の中でいつも有機的であり、従って系列の後の項から前の項を見直すことも許されてよいと言えよう。

そこで、有・無・成の論理を有の論理と本質の論理として考察するに当って、先づそれらが具体

的に展開されている有論と本質論のおよその性格づけを行い、あわせて概念論にも触れておかなければならない。ヘーゲルによれば、それら三つの区分の論理的性格については、次のように言われる。すなわち有論は移行 (Übergehen) の論理であり、本質論は反省 (Reflexion) または関係 (Beziehung od. Verhältnis) の論理であり、そして概念論は発展 (Entwicklung) の論理であると言うのである⁽⁴⁾。

本質が反省または関係の論理であるというのは、既に述べたように、それが神の本質の論理であり、「自然と有限精神との創造以前の永遠な本質」の論理である限り、それは超時間的であるということである。本質はそれ自身において統一された存在である。ということは、本質は敢えて言うならば自己の他者との反省、関係として自己自身と対立するのであるが、その対立は同時に統一であり、自己は他者ではない自己であるという絶対的統一なのである。全体はそれ自身において統一された全体である。本質の論理は、このような意味で、反省もしくは関係においてあり得る本質の同時的絶対的統一の論理である。

これに対して有の論理は、このような本質が現実の過程として現われる場合には、その論理は移行という性格をもち、従って時間的であることを特徴とする論理である。本質は現実的には一面的なもの、部分的なものとして規定されざるを得ない。部分は一面的に規定されたものであるから、それに次いで他の部分が定立されることになり、そして両者はそれぞれ自己が全体であり真理であることを主張し、対立することになる。このようにして有の論理は、一面的な思惟規定の時間的、継時的な進行であり、この意味でそれは移行の論理にはかならないのである。

有の論理はこのようにして部分的なものの移行の論理であるが、この移行の論理の根底には本質の論理があるのであり、むしろ本質は現実的なものとして顕現された有にほかならない。この有の中に現実的に顕現された本質が概念である。従って、概念の立場からみれば、有は即自的概念であり、本質は向自的概念である。そして部分的なものとして移行する有は、概念の立場からみれば、全体的なものとして発展する本質であり、移行はもはや発展である。

以上において、始元は原理であるとともに端初でもあること、従って始元の論理である有・無・成の論理は本質の論理であるとともに有の論理でもあることを考察し、本質の論理と有の論理がおよそどのような性格をもつものであるかを述べてきた。けれどもヘーゲル自身は、大論理学や小論理学における有、無、成の叙述に際して、このような二様の論理を判然と区別し、有・無・成の論理のこの二重性を積極的に表現しているわけではない。彼はむしろ、有、無、成の一連の叙述の中で、この二様の論理を一つのものとして表出するのである。たとえば、大論理学における「むしろ有は純粹の無規定性であり、空虚である⁽⁵⁾」というのは、有の論理の立場からする叙述であり、「真理であるところのものは有でもなければ、また無でもなくて、有が無に、また無が有に——推移することではなくて——推移してしまっていることである」⁽⁶⁾というのは、本質の論理の立場からみた成の叙述である。ここで、どちらかといえば現実の過程を重視する彼の場合は、有・無・成の論理において、有の論理があくまでも表面に現われるべきものであり、これに対して本質の論理は、いわば可能性の論理として、現実の過程の裏面にある。従ってよく言われるように、有・無・成の論理は、その叙述がいわゆる始元の論理として極度に抽象的であることも相俟って、きわめて理解し難いところである。けれども、このような有・無・成の論理を、以上に述べたような本質の論理と有の論理との二つの面から考察することによって、その意味と構造が明らかにされ得ると考えられるのである。

2

さて、本質の論理としての有・無・成の論理は如何なるものであるか。既に述べたように、始元

は原理であるとともに端初でもあるが、始元が原理であるということは始元がゴロス、本質であるということであり、そのことによってまた始元は原理であり得るのである。従って、始元である有は、もちろん現実の過程の端初としての有であるが、それは同時に可能的にはロゴス、本質としての有であり、全体であり、真理である。本質は統一された全体であり、自己のほかには何物もないのであるが、強いて言えば自己にとって否定的な自己があるのみである。本質は、「自己自身の否定性を通じて自己を自己へ媒介する有⁽⁷⁾」であり、この意味で本質は関係、反省としてある。或いは、本質は、「自己自身のうちの反照 (Scheinen) としての有⁽⁸⁾」である。本質が統一された全体であるということは、関係、反照が同時的に全体としての自己自身の統一だということである。有・無・成はこのような本質としての有の論理的性格をそのままに表わしているものとみなすことができる。有は自己自身の否定性としては無である。だから有と無は同一であり、有と無は同じ自己自身の関係の顕現にほかならない。けれども、この関係は同時に統一であり、有と無の関係は同時に成である。ところで、成は本来本質であり全体である有そのものである。ロゴス、本質としての有が関係、反省としてあるということを端的に表現するものが成である。

このような本質の論理としての有・無・成については、また次のように言うことができるであろう。先に、ロゴスの二様の意義を規定して、それは本質であるとともに論理であると述べたのであるが、有・無・成はこの論理としてのロゴスの構造を表わすものにほかならない。有・無・成はロゴスの論理的構造であり、叙述される以前の神の本質の論理的構造である。

ヘーゲルは本質論の中で、本質性または反省規定として、同一性、区別、矛盾の三つの規定を挙げているのであるが⁽⁹⁾、それはあたかも、ここに言う本質の論理としての有・無・成に対応する。本質は始元として「単純な自己同一性」であるが、本質は本来自己自身における反省なのであるから、この同一性は同時に必然的に区別である。ところで、この区別は始元の同一性の立場からみるならば矛盾である。けれどもこの矛盾は始元の同一性においてあり、始元の同一性が矛盾を通じて明らかにされる限りにおいて統一である。本質の論理としての有・無・成も、基本的にはこのような同一性、区別、矛盾と同一のものである。

本質の論理としての有・無・成の論理に関しては、次の有の論理としての有・無・成の論理に即して、更に具体的なものにされるであろう。

3

有の論理としての有・無・成の論理は如何なるものであるか。

そのことを述べるに際して、先づ質 (Qualität) とは何かという問題を考えておかなければならない。言うまでもなく、質は有論の中では質、量 (Quantität, Die Größe), 度量 (Das Maß) という三つの区分の一つであるが、結論から言うならば、質は有論全体の真理である。というのは、質、量、度量の場合においても有の論理を支える本質の論理があるのである。質は有論全体を貫く始元として、可能的にはそれ自身本質である。従って質は量との同時的対立の統一としては度量にほかならない。度量は質の真理であるが、それは本来質自身が始元として真理であということである。質、量、度量をこのような本質の論理とみる限り、質は有論を一貫してその論理を支える本質であると言うことができる。けれども、質は有論の中で実現されるものとしては本質と異なる。有の論理という立場からみるならば、質はあくまでも規定性 (Bestimmtheit) であって、移行のうちにあるところのものである。とはいえ、質は、有論における移行の論理の根底にあるものとして、その限りにおいて、可能的にはやはり本質であるということができるのであり、また、そのことによって有論の進展が可能なのである。

有の論理としての有・無・成の論理は本質の論理としての有・無・成の論理を根底にもつ。この

ことはこれまでに繰り返し述べてきたことであるが、有論全体について言えば、このような本質の論理を背後に背負って有論の中に立つものが質であると言えるであろう。本質は有論の中では質として現われる。ところでこのような質は、具体的な質の段階、すなわち有、定有、向自有を一貫するものであるが、この質が有的な規定性として自らの姿を最も具体的に顕現するのは定有においてである⁽¹⁰⁾。これに対して定有の前の段階である有は無規定的であるとされるが、そのことは質が無規定であるということであり、そこでは質はいわば即自的な質として潜在的である。定有は規定された質であり、従って定有においては質は対自的なものとして顕在的である。向自有は質の規定性の止揚、言い換えれば否定の否定として復活された質であり、質は向自有において完成される。このように考えてくれば、有の論理としての有・無・成においても、質は即自的な質として一貫しているのである。先に述べたように、質は本質の論理を背負って有論の中に現われたものと言えるのであるが、この本質の論理を背負った質は実はこのように即自的な質として有・無・成の中に潜在するのである。従って、有の論理としての有・無・成を叙述するに当って、その根底にある本質の論理としての有・無・成の論理を考慮する場合、これを即自的な質によって代弁させることもできるであろう。けれども、ここでは一応質のこのような意義を注目するに止めて、以下において有の論理としての有・無・成の論理を、本質の論理としての有・無・成との連関のもとに考察してみよう。

ロゴスとしての始元が有であるという限りにおいて、有はそれ自身ロゴス、本質である。この有は、既に述べたように、自己自身のうちでの反映としての有であり、同時的対立・矛盾の絶対的統一としての有である。けれども、このような本質としての始元の有は、いわば天上から天下に降りてこなければならぬ。それは現実的な過程を通じて把握されなければならない。原理としての有は、端初としての有とならなければならない。そしてこの端初としての有は、始元論において言われるように、媒介されたものであることはできない⁽¹¹⁾。従って、端初の有は純粋な無規定性 (die reine Unbestimmtheit) であり、抽象的で全く単純な直接態である⁽¹²⁾。

それでは無とは何であるか。無はどのようにして有から展開されるのであるか。ヘーゲルによれば、この無規定的、直接的な有が実は無であると言われ⁽¹³⁾、或いは、有は純粋な抽象であり、従って絶対に否定的なものであり、これは同様に直接的にとれば無であると言われる⁽¹⁴⁾。このような彼の主張は、それだけとしてみれば、極めて理解し難いのであるが、われわれはここに本質としての有が始元の原理としてあることを見逃してはならない。繰り返して言えば、原理としての始元の有はロゴス、本質であるが、この本質はそれ自身本質の論理をもっている。すなわち、本質はそれ自身統一——この場合で言えば有と無の統一——であるけれども、それが端初の有となる場合は、本質の統一的全体が単なる端初の有として一面的なものになるが故に、これに対して本質の他の面、すなわち無が対立してこざるを得ないのである。言いかえると、本質の論理のもつ、超時間的な関係の論理的性格が、現実には時間的なもの、移行的なものとして現われざるを得ないのである。それは、始元が原理であるとともに端初でもあるという始元の二様性もっている矛盾である、ということもできるであろう。というのは、始元の有は原理としては統一的全体であり、それ自身最も充実したものであるが、それが端初として現実的に展開される場合には単純で最も貧しいものとなるのであり、それは充実した全体とは全く対立するところの空虚な無にはかならないのである。

この場合、本質の有、統一的全体としての有は、このような無に対する有として、もはや一面的な有になっていることに注目しなければならない。このことによって、有と無の対立が如何なるものであるか、ということが明らかになるのである。この問題を、正・反・合という弁証法の一般的な用語に従って考えるならば、次のように言うことができるであろう。本質の有、統一的全体とし

ての有は正であり、それが現実の過程の有としては無、反となるのであるが、この無、反は現実において自己が全体であり真理であることを主張する。これに対して有、正もまた自己が全体であるとして対立してくるのであるが、このように現実において反に対立する正はもはや本質の正ではなくして、反に対立するものとしての正'となる。すなわち、正 \rightarrow 反(反 \leftrightarrow 正')となるのである。対立の実質的な項は正と反ではなくして、反と正'である。従って、有は、正として表わされる面と正'として表わされる面とをもつ。前者は原理、本質としての有であり、後者は端初、現実的な有としての有である。そこで、単に正 \rightarrow 反のみをみるときは、それは単なる対立(Entgegensetzen)であって、矛盾(Widersprechen)ではない。矛盾ということが言われるのは、反が実は反 \leftrightarrow 正'であって、この反と正'がそれぞれ自己が真理としての正であることを主張するが故である。このことを本質論の立場から言うならば、反と正'という自己自身の区別は、正という始元の同一性に照らしてみても矛盾なのである。無と有、すなわち無(反)と端初の有としての有(正')は、それぞれ自己が真理であること、自己が原理、本質としての有(正)であることを主張するのであるから、この意味において無と有の対立は矛盾であると言わなければならない。ところで正'、すなわち端初の有は、反、すなわち無と同様に、原理、本質としての有の現実の過程における有であり、この有は無と同一であると言ってよい。従って、既に表示したように正 \rightarrow 反(反 \leftrightarrow 正')であり、そのうちの反 \leftrightarrow 正'は反として単一に表わすことができる。反 \leftrightarrow 正'という対立の両項は、一様に一面的であり、否定的である。ヘーゲルが無と有は同一のものであると言うのは⁽¹⁵⁾、このような意味で、現実の過程における無(反)と有(正')の同一を言っているのであり、それらは原理、本質としての有(正)からみるならば同様に一面的であると言えるのである。

次に、成とは如何なるものであるか。大論理学における有、無、成の叙述のうち、成の項目の中の「I. 有と無との統一(Einheit des Seins und Nichts)」と題する個所では⁽¹⁶⁾、ヘーゲルの叙述が明らかに本質の論理の性格をもつものであることは、注目すべきことである。このことに関しては、以下の考察において、随時、具体的に触れてみようと思う。さて、成とは如何なるものであるかということは、有と無の統一が如何にして可能であるかという問題である。先に述べたように、端初としての有(正')と無(反)とはそれぞれ自己が真理であり、本質としての有(正)であることを主張するものであった。この場合、有(正')と無(反)にとっては、この対立、矛盾の段階にある両者にとっては、いずれが真理であるかはわからないけれども、本質の論理においては事態は明白である。本質は自己にとって否定的な自己との関係としてあり、それは同時に統一である。本質は「自己自身の否定性を通じて自己を自己へ媒介する有」である。本質としての有は、自己の否定性として自己である無を通じて始元の本質へ統一された有である。真理は結果であるが、この結果は始元の自己へ復帰した結果であり、従って結果は始元にはかならない。一般的に言えば、正 \rightarrow 反 \rightarrow 合は本質の論理としては正 \rightarrow 正'(反 \rightarrow 正"(合)として表わすことができるであろう。このような本質の論理からみるならば、端初としての有(正')と無(反)はそれ自身いずれも真理ではなく、真理は有が無へ、無が有へ「移行してしまっている(übergegangen ist)こと」である⁽¹⁷⁾。ここで移行してしまっているというのは、現実的な有の論理の以前に、始元において既に本質の論理が可能性としてあり、しかもこの本質の論理においては、有は既に本質としてそれ自身において統一された全体であるという意味である。有の論理としての有・無・成の論理の根底には、原理としてロゴス、本質があるのである。従って成とは、始元において可能的であった本質の有が自らの本質を現わすことである。有と無の真理は「一方が他方の中でそのまま消滅するという運動、すなわち成である⁽¹⁸⁾」とヘーゲルが言うのは、有・無・成の論理の、本質の論理としての性格を明らかに表明するものである。それは、成が本質の同時的

絶対的統一という性格を強くもっていることを示すものと言えるであろう。

けれども有の論理としての有・無・成の論理は、なにはともあれ現実的な移行の論理である。従って、成において顕現される始元の本質としての有は、あくまでも現実の過程における有であり、それは定有にはかならない。かくして現実的な有の論理としての有・無・成の論理は、むしろ有一無一定有という構造をもつと言わなければならない。これに対して有一無一成は可能的な本質の論理の構造を示すものと考えられなければならない。けれども、このように言うためには、いましばらく次のような考察を行う必要がある。

既に注目したところであるが、大論理学における成の項目のうちの「1. 有と無との統一」と題する個所の叙述は、明らかに本質の論理の立場にある。そこで指摘したように、成が「移行してしまっていること」であるというのは、自己自身において統一された全体である本質のあり方を表現するものであり、本質の反省規定の性格を示すものである。繰り返すならば、「移行する (übergeht)」のでなくて、「移行してしまっている (übergegangen ist)」というのは、成は有の論理としての移行ではなくて、本質の論理としての反省、関係であることを意味すると考えられるのである。彼は更に、有と無の真理は「一方が他方の中でそのまま消滅するという運動、すなわち成である」と言い、「この運動は、そこでは両者が区別されてはいるが、しかしまたそのまま解消してしまっている (aufgelöst hat)」というような区別を通して行われるところの運動である⁽¹⁹⁾」と言っているが、このような表現についても上と同様のことが言えるであろう。本質の反省規定としての同一性、区別、矛盾はそのまま有、無、成に対応すると考えられるのである。有・無・成の論理は始元としての本質の論理的構造であり、それはまた論理 (das Logische) としてのロゴスの論理的構造である。

これに対して有の論理としてのトリアーデは、既に述べたように有一無一定有という構造が考えられる。それを示すものが、先に挙げた、「1. 有と無との統一」に続くところの「2. 成の二契機 (生起と消滅)」と「3. 生の止揚」である。ここでは、全体の叙述を通じて継時的な移行の性格が表面に出てくる。言いかえると、成は現実の過程の中の成として見直されるのである。生起 (Entstehen) と消滅 (Vergehen) は、「有と無とを捨象する統一」ではなくて、有と無との統一として「規定的な統一 (bestimmte Einheit)」である⁽²⁰⁾。「有と無の統一」が有 (正') と無 (反) の対立の中に同時に統一をみるものであったのに対して、ここでは対立する有 (正') と無 (反) の消失、すなわち成の消失によって静止的な統一をみるのである⁽²¹⁾。前者が運動における統一であり、後者は静止における統一である。成の消失によって運動、動揺がなくなり、かえって現実的な統一が表面にでてくる。このようにしてここでは、現実の過程の中で始元の有の真理が顕現して定有となるのである。この場合、成は消失している。むしろ成は本来反 \leftrightarrow 正'の中における統一であるから、無 (反 \leftrightarrow 正') として表示される。従って有の論理は有 (正) \rightarrow 無 (反 \leftrightarrow 正') \rightarrow 定有 (合=正") となるのである。これに対して、成は反 \leftrightarrow 正'の中における統一であるから、本質の論理としては成が表面に出てきて、本質の論理としての有・無・成の論理的構造は、有 (正) \rightarrow 無 (反 \leftrightarrow 正') \rightarrow 成 (合=正") となる。

〔註〕

- (1) 高知工業高等専門学校紀要, 第2号, 拙稿「ヘーゲル論理学に於ける始元 (Anfang) について」, 4頁参照。
- (2) Vgl. Hegels Sämtliche Werke (G. Lasson) 3 (Wissenschaft der Logik I) S. 31, 武市健人訳「改訳大論理学」上巻の一 (岩波書店) 34頁参照。なお、以下においては、大論理学はラッソン版により, G. L. と略記する。上記邦訳についても、単に「大論理学」とする。
- (3) Vgl. G. L. Bd. I, S. 9—10, 邦訳「大論理学」上巻の一, 8頁参照。
- (4) Vgl. G. L. Bd. II, S. 32—33, Enzyklopädie, § 112, § 161, 邦訳「大論理学」中巻, 44—45頁

参照.

- (5) G. L. Bd. I, S. 66, 邦訳「大論理学」上巻の一, 78頁.
- (6) Ibid. S. 67, 邦訳同上79頁.
- (7) Enzyklopädie, § 112, 松村一人訳「小論理学」下巻(岩波文庫)112節.
- (8) Ibid., 邦訳同上.
- (6) この規定はエンチクロペディーの中では同一性, 区別, 根拠となっている。それは, 矛盾を統一よりもむしろ区別とみなして, 区別の中に入れるからである.
- (10) Vgl. G. L. Bd. I, S. 95, 邦訳「大論理学」上巻の一, 117頁参照.
- (11) Ibid. S. 51, 邦訳同上57頁.
- (12) Ibid. S. 66, 邦訳同上78頁.
- (13) Ibid., 邦訳同上.
- (14) Vgl. Enzyklopädie, § 87, 松村一人訳「小論理学」上巻(岩波文庫)266頁参照.
- (15) Vgl. G. L. Bd. I, S. 67, 邦訳「大論理学」上巻の一, 79頁参照.
- (16) Ibid., 邦訳同上.
- (17) Ibid., 邦訳同上.
- (18) Ibid., 邦訳同上.
- (19) Ibid., 邦訳同上.
- (20) Ibid. S. 92, 邦訳同上112頁.
- (21) Ibid. S. 93, 邦訳同上113頁.

(昭和43年9月30日受理)